

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が保育所等において実施する保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第11項の規定による公示がされたものを除く。）及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 常勤職員 保育所等に勤務する保育士、保育教諭その他の職員であつて、補助対象年度の初日（当該保育所等が補助対象年度の中途に開設されたものである場合は、当該開設の日）におけるその者の勤務形態が次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 1日の勤務時間が6時間以上であること。
 - イ 1か月の勤務日数が20日以上であること。
- (3) 公定価格等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「算定基準」という。）第1条第12号に規定する公定価格（同条第11号ハ又は二に掲げる者の場合にあつては、本市の保育所等の認可基準に係る保育士の人数に基に算定基準の例より算出した額）をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市保育内容充実支援事業費補助金（別表の1の項に掲げる事業に係る補助金に限る。）の交付を受けることができる者は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定により株式会社として存続しているものを含む。以下「株式会社等」という。）以外の保育所等の設置者（前年度の資金収支計算書、財務諸表その他これらに類する書類において、人件費に係る支出額（本市から人件費に係る補助金を受けている場合にあつては当該補助金の額を除き、保育所等に従事する職員の一部を委託し、又は派遣によって配置している場合にあつては当該委託費（給食等の提供に係る委託にあつては、人件費相当額に限る。）又は派遣を受けるのに要する経費を含む。）を公定価格等で除して得た数値が0.72を下回る保育所等の設置者を除く。）とする。

2 この要綱による大津市保育内容充実支援事業費補助金（別表の2の項に掲げる事業に係る補助金に限る。）の交付を受けることができる者は、株式会社等の保育所等の設置者とする。

(補助事業等)

第4条 この要綱による大津市保育内容充実支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと

認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書兼経費明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類
(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市保育内容充実支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

- 2 前項の大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認申請書には、変更に係る事業計画書を添付しなければならない。
(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市保育内容充実支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市保育内容充実支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育内容充実支援事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。
 - (1) 事業報告書兼経費明細書
 - (2) 補助対象経費の支出の事実及び支出した金額を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育内容充実支援事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育内容充実支援事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額に相当する額を市に返納しなければならない。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後5年間、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付けておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条及び第17条の規定は、同項に定める日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業及び補助対象経費	補助金の額
<p>1 運営充実事業</p> <p>保育所等の運営に要する経費として次に掲げるもの（他の補助金の交付の対象となるものを除く。）</p> <p>(1) 備品及び消耗品の購入経費</p> <p>(2) 施設の新築・増改築及び修繕に係る費用又はその償還に係る経費</p> <p>(3) 人件費</p> <p>(4) 研修に係る経費</p> <p>(5) 求人活動等に要した経費</p> <p>(6) 送迎用駐車場用地の賃借料</p> <p>(7) 委託費</p>	<p>補助対象年度の10月1日時点の利用児童数に応じ、次に掲げるところにより算出した額に4月から翌3月までの間の開所月数を乗じて得た額の合計額又は補助対象経費の実支出額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。ただし、滋賀県健康福祉サービス評価システム推進事業実施要綱（平成17年12月制定）の規定に基づき認証を受けた第三者評価機関（以下「第三者評価機関」という。）から滋賀県保育所サービス評価基準に基づく評価を受け、その評価結果を公表している場合は、5年間に限り、当該額に年額100,000円を加算するものとする。</p> <p>(1) 0歳児の利用児童数に4,000円を乗じて得た額</p> <p>(2) 1歳児及び2歳児の利用児童数に3,000円を乗じて得た額</p> <p>(3) 3歳児以上の利用児童数に2,000円を乗じて得た額</p>
<p>2 教育等充実事業</p> <p>職場における課題の解決又は保育若しくは教育の内容の充実に資する研修又は研究活動を促進するための事業に要する経費として次に掲げるもの（他の補助金の交付の対象となるものを除く。）</p> <p>(1) 講師謝礼、研修等に必要な教材、参考書等の購入費用等</p> <p>(2) 外部の研修会等に参加するための参加負担金、交通費、資料代等</p>	<p>常勤職員の数に8,000円（当該保育所等が補助対象年度の中途に開設されたものである場合は、660円に開設月数（当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて得た額）を乗じて得た額又は補助対象経費の実支出額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額とする。ただし、第三者評価機関から滋賀県保育所サービス評価基準に基づく評価を受け、その評価結果を公表している場合は、5年間に限り、年額100,000円を加算するものとする。</p>

様式第1号（第5条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育内容充実支援事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額	円
交 付 申 請 額 （ 内 訳 ）	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日

添 付 書 類

事業計画書兼経費明細書

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育内容充実支援事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。 (5) 第三者評価機関から滋賀県保育所サービス評価基準に基づく評価を受け、その評価結果を公表している場合の加算については評価結果の公表から5年を限度とする。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第6条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育内容充実支援事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育内容充実支援事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第8条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育内容充実支援事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第9条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育内容充実支援事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育内容充実支援事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補 助 対 象 金 額)	円
添 付 書 類	(1) 事業報告書兼経費明細書 (2) 補助対象経費の支出の事実及び支出した金額を証する書類

様式第13号（第11条関係）

大津市保育内容充実支援事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助事業について、次のとおり大津市保育内容充実支援事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補 助 対 象 金 額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

㊞

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育内容充実支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名 称

代表者名

㊞

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育内容充実支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括（分割）して交付を請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育内容充実支援事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育内容充実支援事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育内容充実支援事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育内容充実支援事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。